

利 用 上 の 注 意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施した。

(3) 調査の期日

平成 29 年工業統計調査は、平成 29 年 6 月 1 日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く。）が調査の対象となっている。

(5) 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所は「工業調査票甲」、従業者 4 人以上 29 人以下の事業所は「工業調査票乙」を用い、報告者の自計申告により行っている。

2 平成 29 年工業統計調査結果表について

(1) この調査報告書は、平成 29 年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」について市で集計したものであり、経済産業省が公表する確定数と相違することがある。

(2) 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれない。

(3) 「平成 28 年経済センサス - 活動調査」の調査結果に基づく数値（平成 28 年 6 月 1 日現在もしくは平成 27 年 1 年間の数値）は工業統計調査と時系列比較を行うために、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、経営組織が個人経営の事業所は、「個人経営調査票」による調査であったため、事業所数及び従業者数の項目のみ含んでいる。

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定

する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

4 産業分類

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。

また、表やグラフなどで用いる産業名の略称は次のとおり。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品	食料	21 窯業・土石製品	窯業
10 飲料・たばこ・飼料	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属	非鉄
12 木材・木製品（家具を除く）	木材	24 金属製品	金属
13 家具・装備品	家具	25 はん用機械器具	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品	紙製品	26 生産用機械器具	生産用
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具	業務用
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路	電子部品
17 石油製品・石炭製品	石油	29 電気機械器具	電気機械
18 プラスチック製品（別掲を除く）	プラ製品	30 情報通信機械器具	情報通信
19 ゴム製品	ゴム	31 輸送用機械器具	輸送機械
20 なめし革・同製品・毛皮	皮革	32 その他	その他

5 平成 29 年工業統計調査における項目の見直しについて

平成 29 年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目の見直しが行われた。

(1) 従業者

「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主幹課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針にそって変更

(2) 出荷額等に係る消費税の取扱い

従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置

(3) 調査項目の廃止

「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」、「常用労働者毎月末現在数の合計」、「リース契約による契約額及び支払額」、「工業用地及び工業用水（一部廃止）」

6 用語の説明

(1) 事業所数は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて、主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者[※]は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

※ 臨時雇用者とは、雇用契約期間が 1 か月未満の人をいう。

(3) 常用労働者数は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値である。

常用労働者とは、「雇用契約期間の定めがない労働者」及び「雇用契約期間が 1 か月以上の労働者」と定義され、本表では「有給役員」、「正社員・正職員としている人」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」の合計をいう。

※ 「平成 26 年尼崎市の工業」までの数値は、別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）は含まれていないが、本表からは含まれている。

(4) 現金給与総額は、平成 28 年 1 年間に常用雇用者及び有給役員に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額との合計である。その他の給与とは、常用雇用者に対する退職金、解雇予告手当及び常用雇用者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

(5) 原材料使用額等は、平成 28 年中における「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」の合計で、消費税額を含んだ額である。

(6) 製造品出荷額等は、平成 28 年中における「製造品出荷額」、「製造工程から出たくず・廃物の出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額（転売収入、修理収入等）」の合計で、消費税額及び内国消費税額[※]を含んだ額である。

※ 内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付すべき税額の合計をいうが、平成 29 年調査から調査項目が廃止されたため出荷数量等から推計している。

(7) 製造品出荷額は、自己の所有に属する原材料によって製造された製品の出荷額をいう。

(8) 加工賃収入額は、平成 28 年中に他の企業の所有に属する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃をいう。

(9) その他収入額は、「製造品出荷額」及び「加工賃収入額」以外の収入（製造業以外の収入）をいう。

(10) 「製造品」、「半製品及び仕掛品」、「原材料及び燃料」の在庫額の年初とは平成 28 年 1 月 1 日現在、年末とは平成 28 年 12 月 31 日現在の数値である。

- (11) 有形固定資産は、「建物、構築物」、「機械、装置」、「各種運搬具、器具、備品類」及び「土地」をいい、年初現在高は平成 28 年 1 月 1 日現在の数値である。
- (12) 有形固定資産除去額は、平成 28 年中に売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の企業への引き渡し等の額である。
- (13) 有形固定資産減価償却額は、平成 28 年中に減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された額である。
- (14) 建設仮勘定の増減は平成 28 年中の額であり、増加額はこの勘定の借方に加えられた額をいい、減少額はこの勘定から他の勘定へ振り替えられた額をいう。
- (15) 事業所敷地面積は、平成 29 年 6 月 1 日現在の面積である。
- (16) 工業用水は、平成 28 年中に事業所内で生産のために使用される操業 1 日当たりの用水量である。

7 集計の算式

(1) 生産額

$$30 \text{人以上 (甲)} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

$$4 \sim 29 \text{人 (乙)} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額}$$

(2) 付加価値額

$$30 \text{人以上 (甲)} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}^{\ast}) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

$$4 \sim 29 \text{人 (乙)} = \text{粗付加価値額}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{粗付加価値額} \\ = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}^{\ast}) \end{array} \right)$$

※「推計消費税額」は平成 13 年より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

$$(3) \text{付加価値率} = \text{付加価値額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

$$(4) \text{現金給与率} = \text{現金給与総額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

$$(5) \text{ 原材料使用率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{（製造品出荷額等} + \text{（製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額）} + \text{（半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額）} - \text{（消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額）}} \times 100$$

8 符号の使い方

「0」：単位未満

「—」：該当数値なし

「△」：マイナスの数値

「…」：不詳（数値が得られないもの）

「x」：事業所数僅少につき秘匿したもの

※秘匿した数字は他の項目の欄に合算し、（ ）で表している。

【注】統計表は、単位未満を四捨五入するため、総数と内訳に誤差が生じる場合がある。

9 その他

平成 27 年の 1 年間（もしくは平成 28 年 6 月 1 日現在）における数値は、「平成 28 年経済センサス - 活動調査（製造業）（総務省・経済産業省）」の調査結果を、工業統計調査の調査範囲に合わせて従業者 4 人以上の事業所について再集計したものです。

「平成 28 年経済センサス - 活動調査」は、調査票の設計、調査時点等の相違などから、工業統計調査の数値と連結しない部分がありますので、数値の解釈に当たっては、ご留意願います。